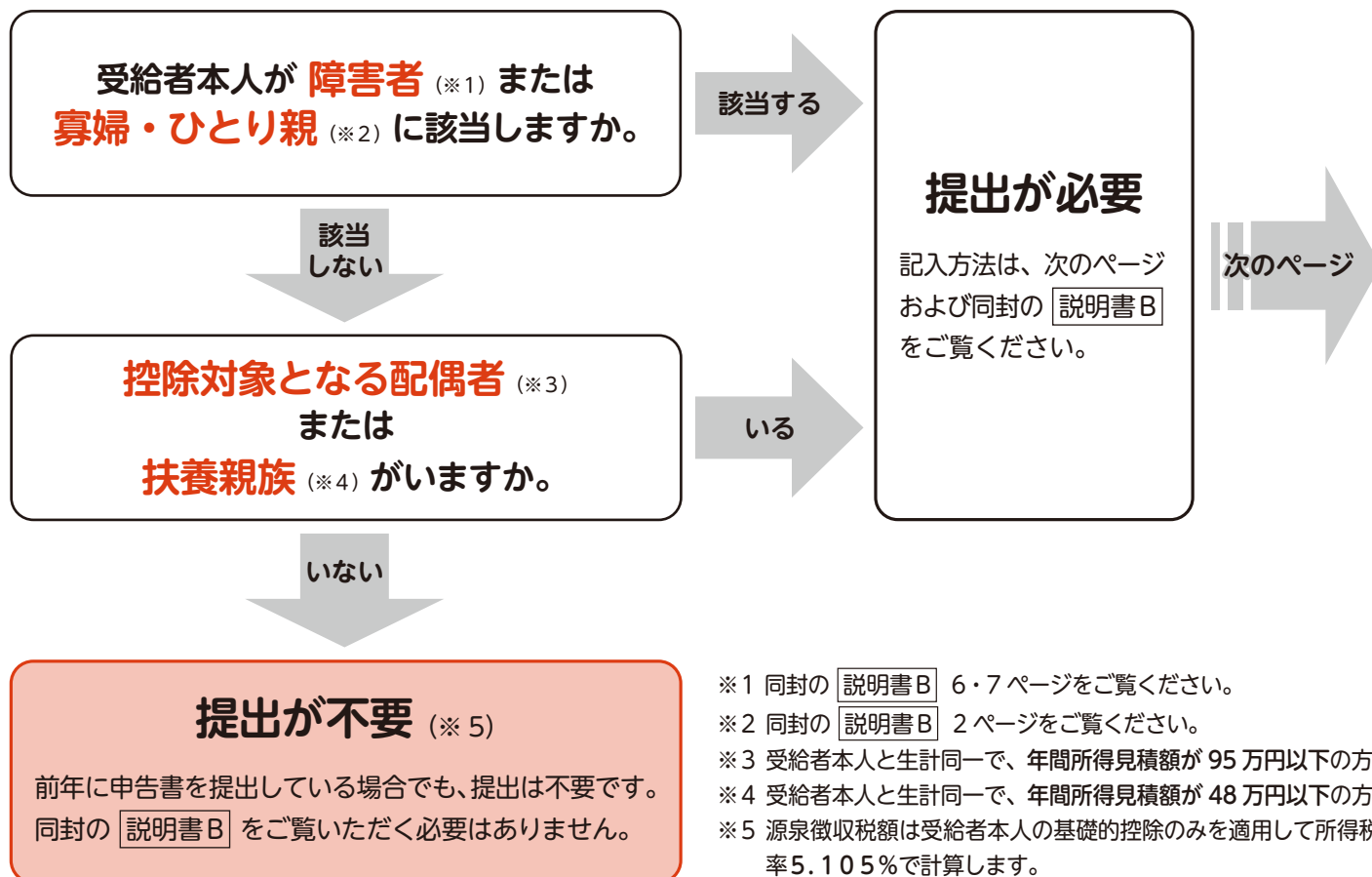


令和6年分

扶養親族等申告書の提出にあたって

扶養親族等申告書の提出にあたっては、下の図をご確認ください。



- 老齢（退職）を給付事由とする年金は、「雑所得」として所得税の課税対象になるため、年金の支給の都度、所得税が源泉徴収されます。
令和6年分の年金から源泉徴収する所得税について、配偶者控除等の各種控除を受けるためには、扶養親族等申告書の提出が必要となります。
- 扶養親族等申告書は、公立学校共済組合の老齢厚生年金や退職（共済）年金の支払金額が下表に該当する方に送付しています。

年 齢	支払金額（年額）
65歳未満の方（昭和35年1月2日以後生まれ）	108万円以上
65歳以上（昭和35年1月1日以前生まれ）で、老齢基礎年金の受給権がある方	80万円以上
65歳以上（昭和35年1月1日以前生まれ）で、老齢基礎年金の受給権がない方	158万円以上

- 障害または遺族を給付事由とする年金は、所得税の課税対象外のため、扶養親族等申告書を送付していません。

記入方法

A 欄 受給者本人

2 氏名 受給者本人の氏名を記入してください。

3 代筆者氏名（受給者との続柄） ※代筆の場合
代筆者の氏名と受給者との続柄を記入してください。
続柄の例：「夫」「妻」「子」「成年後見人」「任意後見人」

4 電話番号 日中連絡がつく電話番号または携帯電話の番号を記入してください。

5 受給者本人の所得見積額
⇒ **説明書 B 8～10ページ**

所得見積額が 900 万円を超える場合は○を記入してください。
※ 900 万円超の方は、配偶者控除（老人配偶者控除）の適用を受けられません。

6～15は、該当する部分を確認・記入してください。

6 障害者控除の要件

⇒ **説明書 B 6・7ページ**

- **障害者控除の要件**
該当する要件に○をつけてください。
障害者手帳をお持ちの方は、必ず等級または障害の程度を記入してください。
- **障害区分**
該当する障害区分に○をつけてください。

7 寡婦控除・ひとり親控除の申告

⇒ **説明書 B 2ページ**

- **離別事由**
離別事由のいずれか 1 つに○をつけてください。
- **寡婦・ひとり親**
該当する方に○をつけてください。

※ 所得見積額が 500 万円超の方は、寡婦控除・ひとり親控除の適用を受けられません。

令和 5 年分の源泉徴収税額で適用されている控除内容を、該当項目にあらかじめ印字しています。
訂正する場合は該当部分を二重線で消し、訂正してください。新たに申告する場合は、必要事項を記入してください。
所得見積額とは、令和 6 年中の所得の合計額（見込額）です。

1 提出年月日 提出年月日を記入してください。

神田税務署長、各市区町村長 殿

1 令和 5 年 10 月 10 日提出

令和 6 年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

資料 年金証書番号 元年 種別 基礎年金番号
3:3 1:2:3:4:5:6:7:8 5:0:6 3:1 1:2:3:4:-5:6:7:8:9:0

A 欄 受給者本人

フリガナ コウリツ タロウ
氏名 **2** 公立 太郎
代筆者氏名 **3** (受給者との続柄:)
電話番号 **4** 011 (1234) 5678
性別 男 生年月日 昭和 28 年 12 月 12 日
受給者の所得見積額 900 万円超は○を記入
寡婦・ひとり親 **7** 離別事由(○は1つ)
1 死別 2 離婚 3 生死不明 4 未婚
扶養親族の退職所得を除いた所得見積額が 48 万円以下(住民税のみ該当)
寡婦・ひとり親
収入が年金のみで
● 65 歳以上で年金額が 158 万円以下
● 65 歳未満で年金額が 108 万円以下のいずれかに該当する場合、「0 円～48 万円」に○をつけてください。

B 欄 控除対象となる配偶者

フリガナ コウリツ ハナコ
氏名 **8** 公立 花子 華子
個人番号(マイナンバー) ※12桁 **9** *:*:* 申告済 *:*:*
生年月日 29 07 27
所得見積額 0 円～48 万円 49 万円～95 万円 95 万円超
所得＝収入でないことに注意 (万円未満切捨て)
所得見積額 95 万円超
住所 1 同居 2 別居 3 国外
障害者控除の要件 ※
身体・級 精神・級 療育・度 障害区分 1 普通障害 2 特別障害

C 欄 扶養親族

フリガナ コウリツ イチロウ
氏名 公立 一郎
個人番号(マイナンバー) ※12桁
生年月日 6 0 0 4 0 2
所得見積額 0 円～48 万円 49 万円～95 万円 95 万円超
所得＝収入でないことに注意 (万円未満切捨て)
住所 1 同居 2 別居 3 国外
障害者控除の要件 ※
身体・級 精神・級 療育・度 障害区分 1 普通障害 2 特別障害

フリガナ コウリツ キョウコ
氏名 公立 京子
個人番号(マイナンバー) ※12桁 **9** 012345678901
生年月日 02 04 24
所得見積額 0 円～48 万円 49 万円～95 万円 95 万円超
所得＝収入でないことに注意 (万円未満切捨て)
住所 1 同居 2 別居 3 国外
障害者控除の要件 ※
身体・級 精神・級 療育・度 障害区分 1 普通障害 2 特別障害

D 欄 備考
B 欄・C 欄に記載した方の住所が「2 別居」「3 国外」の場合は、その方の氏名・住所を記入
公立 京子 東京都千代田区神田駿河台 2-9-5

E 欄 住民税に関する事項
B 欄・C 欄に記載した方で、令和 6 年に退職所得を受ける方の氏名・退職所得を除いた所得見積額を記入
氏名 受給者との続柄 万円

※扶養親族(16 歳未満)および E 欄の記載は、地方税法第 45 条の 3 の 3 および第 317 条の 3 の 3 の規定による「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」の記載を兼ねています。

追加する場合
必要事項を記入してください。

訂正する場合
訂正する箇所を二重線で消し、訂正してください。

新たに申告する場合
必要事項を記入してください。

削除する場合
扶養親族として申告しない場合は、該当する方の記入欄全体を「×」で消してください。

B 欄 控除対象となる配偶者

C 欄 扶養親族

B 欄 控除対象となる配偶者は生計同一で所得見積額が 95 万円以下の方、
C 欄 扶養親族は生計同一で所得見積額が 48 万円以下の方が対象です。

8 フリガナ・氏名 記入または印字内容の確認をしてください。

9 個人番号（マイナンバー） 12 桁の番号を記入してください。
「申告済」の印字がある場合、記入は不要です。

10 受給者との続柄 該当する続柄に○をつけてください。
「9 その他」に○をつけた場合は、カッコ内に受給者との続柄を記入してください。

11 生年月日 元号に○をつけ、生年月日を記入してください。

生年月日の年・月・日が一桁の場合は (記入例)
それぞれ右詰めで記入し、先頭に「0」を記入してください。

生年月日
02 04 24

12 扶養区分 ⇒ 説明書 B 4ページ

該当する場合は、○をつけてください。

- 老人：70 歳以上の控除対象となる配偶者（所得見積額が 48 万円以下）
または控除対象扶養親族の方
(生年月日が昭和 30 年 1 月 1 日以前の方)
- 特定：19 歳以上 23 歳未満の控除対象扶養親族の方
(生年月日が平成 14 年 1 月 2 日～平成 18 年 1 月 1 日の方)

13 住所

受給者本人と同居、別居または国外に居住されているか、該当する項目に○をつけてください。
別居・国外の場合は、D 欄にその方の氏名・住所を記入してください。

⇒ 国外に居住の場合は、提出が必要な書類があります。
説明書 B 5 ページをご覧ください。

14 所得見積額 ⇒ 説明書 B 8～10ページ

- **控除対象となる配偶者の所得見積額 [B 欄]**

該当する所得見積額に○をつけてください。
「49 万円～95 万円」に○をつけた場合は、金額も記入してください。
(記入例)

所得見積額
0 円～48 万円 49 万円～95 万円 95 万円超
所得＝収入でないことに注意 (万円未満切捨て)
60 万円

- **扶養親族の所得見積額 [C 欄]**

該当する所得見積額に○をつけてください。

⇒ 令和 6 年中に退職所得を有する配偶者または扶養親族がいる方は、
説明書 B 10 ページ (令和 6 年中に退職手当等を有する配偶者・扶養親族がいる方) をご覧ください。

15 障害者控除の要件 ⇒ 説明書 B 6・7ページ

6 障害者控除の要件を参照してください。

お問い合わせ先のご案内

- 所得税に関することや、所得見積額の計算方法については、税務署へお問い合わせいただくか、国税庁のホームページでご確認ください。
- 公立学校共済組合本部の年金相談窓口

☎ 03-5259-1122

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時30分

- ・お問い合わせの際は、「年金証書番号」と「氏名」をお知らせください。
- ・扶養親族等申告書の送付直後および年金支給日の前後は電話が大変混み合い、お待たせすることがあります。
- ・電話が繋がらない場合は大変申し訳ありませんが、しばらくたってからおかけ直してください。

● 各支部の年金相談窓口

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前9時～12時・午後1時～5時(※の電話番号は、午前9時～12時・午後1時～4時)

支部名	電話番号
北海道	011-204-5889
青森	017-735-3263
岩手	019-653-1547
宮城	022-211-3094
秋田	018-860-5232
山形	023-625-0123
福島	024-521-7803
茨城	029-301-6366
栃木	028-623-3440
群馬	027-226-4570
埼玉	048-830-6688 048-830-6689(※)
千葉	043-223-4116 043-244-5477(※)
東京	03-5320-6828
神奈川	045-641-7712
新潟	025-283-5119 025-283-5103
富山	076-444-2300

支部名	電話番号
石川	076-225-1972 076-225-1848
福井	0776-20-0561
山梨	055-223-1746
長野	026-234-5770 026-235-7445
岐阜	058-272-8897
静岡	054-221-3623
愛知	052-951-8470
三重	059-229-0722
滋賀	077-528-4553
京都	075-451-1070
大阪	06-6944-2088
兵庫	078-362-3767
奈良	0742-22-1149
和歌山	073-423-6620 073-499-7146
鳥取	0857-26-7956
島根	0852-22-6284

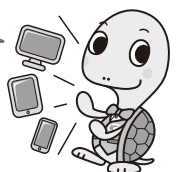
支部名	電話番号
岡山	086-226-7605
広島	082-513-4959
山口	083-933-4581
徳島	088-621-3182
香川	087-832-3795
愛媛	089-941-5393
高知	088-821-4813
福岡	092-641-4967
佐賀	0952-29-7524
長崎	095-894-3344
熊本	096-333-2680
大分	097-506-5479
宮崎	0985-26-7243
鹿児島	099-286-5207
沖縄	098-866-2066

● 扶養親族等申告書の再交付自動受付専用電話

☎ 03-5259-8852

24時間対応の自動音声による受付電話です。
(受付期間:令和5年10月10日～令和6年2月29日)

申告書の記入方法は YouTube でも説明しています！
スマートフォン等で右の二次元コードを読み取りご覧ください。



公立学校共済組合 扶養親族等申告書 動画

検索